

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

○北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則..... (自然環境課)	55
○北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... (自然環境課)	55
○北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則..... (地域福祉課)	56
○北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則..... (都市計画課)	56
○風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則..... (都市計画課)	56
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則..... (住宅課)	56

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (税務課)	57
○平成17年度鳥獣保護区の更新..... (自然環境課)	57
○平成17年度特別保護地区の指定..... (自然環境課)	66
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	69
○農業振興地域の指定の一部改正..... (農地調整課)	69
○農地法第3条第2項第5号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定の一部改正..... (農地調整課)	70
○農地法第6条第1項第2号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定の一部改正..... (農地調整課)	70
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)	70
○漁港の指定の一部改正..... (漁港漁村課)	70
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	71
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	71
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	71
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	72
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	72
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	73
○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の決定..... (河川課)	73
○都市計画事業の認可..... (都市環境課)	73

公 表

○北海道人事行政の運営等の状況..... (人事課)	74
道教育庁網走教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	74
道収用委員会告示	
○土地収用法による審理の開催通知書の公示による通知.....	75
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	75

規 則

北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第99号

北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則

北海道自然環境等保全条例施行規則(昭和49年北海道規則第14号)の一部を次のように改正する。

第28条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第46条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 都市計画法第29条第1項第3号に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う特定の開発行為

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第100号

北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成13年北海道規則第123号)の一部を次のように改正する。

第32条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とす

る。

附 則

この規則は、平成17年10月 1 日から施行する。

北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第101号

北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

北海道福祉のまちづくり条例施行規則（平成 9 年北海道規則第144号）の一部を次のように改正する。

第15条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成17年10月 1 日から施行する。

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第102号

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号）の一部を次のように改正する。

第20条第 1 項中「札幌市」の次に「、函館市」を加える。

附 則

この規則は、平成17年10月 1 日から施行する。

風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第103号

風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内建築等規制条例施行規則（昭和45年北海道規則第77号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ

る。

附 則

この規則は、平成17年10月 1 日から施行する。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第104号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 北海道営住宅条例施行規則（平成 9 年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表道公営住宅の部千歳市の項を削り、同部旭川市の項中「1,462」を「1,168」に改め、同部釧路市の項中「1,044」を「1,014」に改め、同別表の 2 の表駐車場の部釧路市の項中「737」を「707」に改める。

第 2 条 北海道営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表道公営住宅の部札幌市の項中「5,608」を「5,673」に改め、同部北広島市の項中「1,549」を「1,539」に改め、同部函館市の項中「1,878」を「1,908」に改め、同部岩内町の項中「104」を「116」に改め、同部美唄市の項中「173」を「202」に改め、同部北見市の項中「662」を「713」に改め、同部美幌町の項中「54」を「84」に改め、同部苫小牧市の項中「892」を「918」に改め、同部伊達市の項中「218」を「214」に改め、同部帯広市の項中「922」を「918」に改め、同部音更町の項中「111」を「143」に改め、同部釧路市の項中「1,014」を「1,049」に改め、同別表の 2 の表駐車場の部岩内町の項中「14」を「26」に改め、同部美唄市の項中「173」を「202」に改め、同部北見市の項中「309」を「339」に改め、同部美幌町の項中「54」を「81」に改め、同部苫小牧市の項中「445」を「470」に改め、同部伊達市の項中「150」を「170」に改め、同部帯広市の項中「669」を「689」に改め、同部音更町の項中「28」を「60」に改め、同部釧路市の項中「707」を「772」に改め、同表集会所の部札幌市の項中「21」を「22」に改め、同部函館

市の項中「11」を「12」に改め、同部中

岩見沢市	
------	--

「

岩見沢市	
美唄市	

」を

1
1

に改め、同部北見市の項及び美幌町の項中「 1 」を「 2 」に改める。

附 則 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第2条中別表第1の1の表道公営住宅の部岩内町の項、北見市の項、美幌町の項、伊達市の項、音更町の項及び釧路市の項、同別表の2の表駐車場の部岩内町の項、北見市の項、美幌町の項、伊達市の項、音更町の項及び釧路市の項並びに同表集会所の部北見市の項及び美幌町の項の改正規定 平成17年10月7日 (2) 第2条中別表第1の1の表道公営住宅の部苫小牧市の項及び同別表の2の表駐車場の部苫小牧市の項の改正規定 平成17年10月19日 (3) 第2条中別表第1の1の表道公営住宅の部帯広市の項及び同別表の2の表駐車場の部帯広市の項の改正規定 平成17年10月26日 (4) 第2条中別表第1の1の表道公営住宅の部北広島市の項の改正規定 平成17年11月4日 (5) 第2条中別表第1の1の表道公営住宅の部函館市の項及び美唄市の項並びに同別表2の表駐車場の部美唄市の項の改正規定並びに同表集会所の部の改正規定（函館市及び美唄市に係る部分に限る。） 平成17年11月12日 (6) 第2条中別表第1の1の表道公営住宅の部札幌市の項及び同別表の2の表集会所の部札幌市の項の改正規定 平成17年12月7日	一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成17年7月26日付け北海道告示第562号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道総務部税務課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道告示第716号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を更新した。 その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。 平成17年9月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 名 称 羊ヶ丘白旗山鳥獣保護区 (2) 区 域 札幌市豊平区福住に所在する国道36号と独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所北海道支所敷地北端との交点を起点とし、同所から同国道を南東に進み同北海道農業研究センター敷地と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み、清田区清田に所在する山部川との交点に至り、同所から同川右岸を南西に進み、札幌市市有林と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同市市有林と国有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み山部川との交点に至り、同所から同川左岸を北東に進み、同北海道農業研究センター敷地、学校法人八紘学園所有地、イーグル観光株式会社所有地の境界線の交点に至り、同所から学校法人八紘学園所有地とイーグル観光株式会社所有地の境界線を西に進み、学校法人八紘学園所有地と栗林友二所有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み、独立行政法人森林総合研究所北海道支所敷地と国有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み独立行政法人森林総合研究所北海道支所敷地と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み、同北海道農業研究センター敷地の境界線との交点に至り、同所から同北海道農業研究センターと民有地の境界線を更に北東に進み、道道羊ヶ丘線との交点に至り、同所から北東に進み、同北海道農業研究センター敷地と札幌ドーム敷地との境界線の交点に至り、同所から境界線沿いに進み、起点に至る線に囲まれた区域 (3) 存続期間 平成18年3月13日から平成37年9月30日まで（19年間） (4) 保護に関する指針
告 示	
北海道告示第715号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成17年9月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る物品等の名称及び数量 地方税電子申告システムに係るサーバ等一式（1月当たりの単価） 2 落札を決定した日 平成17年9月5日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社HBA (2) 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地 4 落札金額 1月当たりの単価 2,310,000円 5 契約の相手方を決定した手続	

ア 鳥獣保護区の指定目的

札幌市の南東に所在する焼山（261.8m）及び白旗山（321.5m）を中心とする区域で両区域の間を山部川が流れている。焼山の北側には農業研究センターがあり、畑・草地・果樹園等の試験圃場が広がっている。焼山及び白旗山を中心とする地域は森林地帯でカバ類、ミズナラ、ハンノキ等の天然林及びカラマツ、トドマツの人工林となっており、森林性鳥獣の生息環境として良好である。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

2(1) 名 称 濃昼鳥獣保護区

(2) 区 域 石狩市浜益区濃昼に所在する国有林石狩森林管理署612林班から614林班までの区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツを主体とし、イタヤカエデ、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、全域が国有林野である。林相の変化に富む優れた森林であり、アカゲラ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息地として好適なため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和60年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

3(1) 名 称 松前鳥獣保護区

(2) 区 域 松前郡松前町に所在する道有林渡島西部管理区36林班の区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

及部川支流の小股沢流域の標高150mから660mにおよぶ比較的急峻な森林地域で、ブナを主体とし、ミズナラ、カンバ類、シウリザクラ、イタヤカエデ等からなる広葉

樹林であるが、一部スギ、トドマツの人工林を含む。アカゲラ、モズ、ツツドリ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

4(1) 名 称 黒井川鳥獣保護区

(2) 区 域

函館市に所在する道有林渡島東部管理区116林班01、10、15、19、28、29、31、42、51から58まで、60から62まで、65、67から72、94までの各小班及び117林班07、11、12、15、16、18から21まで、26、27、33から35まで、41、45、52、58から71まで、73から80まで、82、83、85から87まで、91、94、95の各小班的区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

函館市黒井川の中流域で、福部沼等の沼や沢を含む。カンバ類、イタヤカエデ、アオダモ、ナナカマド、ブナ等の広葉樹を主体とした天然林であるが、一部トドマツ、カラマツ、アカエゾマツの人工林が介在し、林相の変化に富む優れた森林である。クマゲラ、アカゲラ、ヤマガラ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

5(1) 名 称 恵山鳥獣保護区

(2) 区 域

函館市に所在する一般民有林渡島檜山森林計画区38林班及び39林班との境界線と、38林班の32小班と18小班的境界線との交点を起点とし、この点から38林班の32小班と18小班的境界線を西に進み、37林班と38林班の境界線に至り、この点から同境界線を北に進み、37林班の16小班と17小班的境界線との交点に至り、この点から同境界線を南西に進み、同林班の86小班と75小班的境界線の交点に至り、この点から同境界線を南西に進み、国有林渡島森林管理署2154林班の境界線との交点に至り、この点から同境界線を北西に進み、同林班の11小班と10小班的境界線との交点に至り、この点から同境界線を北東に進み、海向山山頂との交点に至り、この点から同林班の11小班と10小班的境界線を南東に進

み同林班界との交点に至り、この点から同林班界を北東に進み一般民有林渡島檜山森林計画区38林班7小班と3林班1小班との境界線との交点に至り、この点から同境界線を南東に進み38林班23小班と3林班1小班の境界線との交点に至り、この点から同境界線を北東に進み38林班23小班と3林班63小班との境界線との交点に至り、この点から同境界線を南東に進み38林班13小班と3林班63小班との境界線との交点に至り、この点から同境界線を南東に進み国有林渡島森林管理署2153林班の境界線との交点に至り、この点から同境界線を南に進み同林班口小班とイ小班との境界線との交点に至り、この点から同境界線を南東に進み同林班の境界線との交点に至り、この点から同境界線を南西に進み、この点から一般民有林渡島檜山森林計画区38林班及び39林班の境界線との交点に至り、この点から同境界線を南に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

カシワを主体とし、ミズナラ、ハンノキ等の天然性の広葉樹からなる、標高200mから570mの急峻な地形である。また、恵山道立自然公園の特別地域に含まれている。

アカゲラ、ハシブトガラ、シジュウカラ等やオジロワシ、オオワシ等の希少猛禽類の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

北海道立自然公園条例により定められる公園計画との連携等を考慮し、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図る。

農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

6(1) 名 称 今金八束鳥獣保護区

(2) 区 域 瀬棚郡今金町字八束259番1から4まで、260番から262番までの区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成27年9月30日まで(10年間)

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

ブナを主体とした広葉樹天然林及びトドマツ・カラマツ等の針葉樹人工林からなる標高100m前後の山稜地帯である。エゾライチョウ、フクロウ等の森林性野生鳥獣の

生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和51年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

7(1) 名 称 今金鳥獣保護区

(2) 区 域 瀬棚郡今金町字今金599番1、5から7まで、12、30から32まで、34、600番1から3まで、601番、602番1、2、603番、608番1、2、609番1、610番1、5の区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成27年9月30日まで(10年間)

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

今金町市街地に隣接した、ミズナラ等の広葉樹天然林及びトドマツ・カラマツ等の針葉樹人工林からなる森林で、アカゲラ、シジュウカラ等の鳥獣が生息している。また、区域内に公園を含み自然とのふれあいの場として親しまれている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

地元住民等と協力し、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図る。

農業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実態を十分考慮し、適切に対応する。

8(1) 名 称 無沢鳥獣保護区

(2) 区 域

共和町と倶知安町の境界線と国道5号(倶知安峠)との交点を起点として、国道5号を北に進み旧国道5号との交点に至り、同所を北東に進み町道ムサワ線との交点に至り、同所から町道ムサワ線南側敷地境界沿いを東に進み民有林後志・胆振地域森林計画区共和町57林班の北端に至り、同所から国有林境界線を東に進み共和町と倶知安町の境界に至り、同境界線沿いを南に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、カラマツ等の針葉樹とイタヤカエデ等の天然性の広葉樹からなり、林相の変化に富む優れた森林である。森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

9(1) 名 称 チセヌプリ鳥獣保護区

(2) 区 域 磯谷郡蘭越町字湯里に所在する道有林後志管理区172林班01、02、97小
班の区域

(3) 存続期間 平成18年3月13日から平成37年9月30日まで（19年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

蘭越町市街の北東約15kmの地点に位置する森林地域で、ダケカンバを主体とするエゾマツ、トドマツ、イタヤカエデ、ミズナラ等の針広混交林であり、ニセコ積丹小樽海岸国定公園地域に含まれている。アカゲラ、ハシブトガラ、シジュウガラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、昭和51年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

自然公園法により定められる公園計画との連携等を考慮し、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図る。

10(1) 名 称 オシラリカ鳥獣保護区

(2) 区 域 雨竜郡雨竜町に所在する町有林尾白利加団地2林班から7林班までの区域及び空知地区森林計画区尾白利加3林班11から13まで、15から18までの各小班、5林班11、12小班、6林班18小班的区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、カラマツ等を主体とする人工林と、ミズナラ、シラカバ、シナノキ、イ

タヤカエデ等からなる天然林で構成された林相の変化に富む優れた森林である。キジバト、ヤマゲラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

11(1) 名 称 雨竜沼鳥獣保護区

(2) 区 域 雨竜郡雨竜町に所在する道有林空知管理区258林班1、2、99小班的区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、ミズナラ、イタヤカエデ、タモ類、カンバ類等からなる天然性の針広混交林であり、中心部は東西2km南北1kmに及び高層湿原で、区域内に大小百数十の池塘を含む。また、暑寒別天売焼尻国定公園地域に含まれている。ヤマゲラ、ハシブトガラ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、昭和60年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

9(4)イに同じ。

12(1) 名 称 北大雨龍研究林母子里地区鳥獣保護区（旧称：北大雨竜地方演習林母子里地区鳥獣保護区）

(2) 区 域 雨竜郡幌加内町に所在する国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション雨龍研究林322、423、424林班及び422、425林班の区域の一部

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、アカエゾマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であるが、一部に針葉樹の人工林が介在する。林相の変化に富む優れた森林であり、雨竜ダム貯水池（朱鞠内湖）に隣接し、多くの沢を含み、森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和60年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指

定を更新する。その際、名称を北大雨竜地方演習林母子里地区鳥獣保護区から北大雨
龍研究林母子里地区鳥獣保護区に変更する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

13(1) 名 称 神居古潭鳥獣保護区

(2) 区 域 旭川市に所在する国有林上川中部森林管理署276、277、285、286、288、
289の各林班のうち送電線から以北石狩川左岸に接する区域、304林班から
312林班までの区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

天然性の針広混交林と針葉樹主体の人工林からなり、林相の変化に富む優れた森林
である。石狩川等の溪流を含み、景勝地としても知られている。エゾライチョウ、カ
ッコウ等の森林性鳥獣の生息に適した地域であるため、当初林野庁により鳥獣保護区
に指定されている(昭和58年に国設鳥獣保護区から移管)。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指
定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

14(1) 名 称 嵐山鳥獣保護区

(2) 区 域 旭川市及び上川郡鷹栖町に所在する国有林上川中部森林管理署138林班
から142林班までの区域及び嵐山公園の区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

ミズナラ、イタヤカエデ、ハリギリ、オニグルミ等の広葉樹を主体とした天然林に、
トドマツの人工林が所在している緩傾斜地である。林相の変化に富む優れた森林であ
り、エゾライチョウ、カッコウ等の多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁によ
り鳥獣保護区に指定されている(昭和58年に国設鳥獣保護区から移管)。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指
定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

15(1) 名 称 当麻鳥獣保護区

(2) 区 域

上川郡当麻町字開明1738番地に所在する大沢林道と防火線との交点を起点として、大
沢林道沿いに大沢第二橋に至り、同橋を北に進み中の沢林道の第五橋に至り、同橋から
中の沢林道に沿って防火線に至り、同所から防火線に沿って南に進み起点に至る線に囲
まれた区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

ミズナラ、イタヤカエデ、カラマツ、トドマツ等からなる針交混交林で、林相の変
化に富む優れた森林である。キジバト、フクロウ等の森林性鳥獣の生息環境として好
適であり、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている(昭和58年に国設鳥獣保護
区から移管)。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指
定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

16(1) 名 称 ペオッペ鳥獣保護区

(2) 区 域

上川郡剣淵町第5区における剣淵町、和寒町、士別市との境界線の交点を起点として、
剣淵町及び士別市との境界線沿いに犬牛別沢に至り、同地点から南東に進み三線沢上流
に至り、同地点から南に進み和寒町と剣淵町の境界線に至り、同境界線を西に進み起点
に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、ミズナラ、イタヤカエデ等からなる針交混交林で、区域内に小沢も含む。
フクロウ、アカゲラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、当初林野庁により
鳥獣保護区に指定されている(昭和59年に国設鳥獣保護区から移管)。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指
定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

17(1) 名 称 白金鳥獣保護区

(2) 区 域

上川郡美瑛町の国有林上川中部森林管理署1057林班いからにまで、イ、八からホまで、
へ、チの各小班、1059林班、1060林班、1068林班よ小班、1069林班い、ろ、にの各小班、

1070から1072までの各林班並びに1073林班いからほまで、と、り、からたまで、そからねまで、お、ゆからんまで、イからヌまで、ワからタまで、ネからユまでの各小班の区域及びこれらの国有林と同国有林1059林班の小班西端から1073林班り小班北端を見通した線で囲まれた区域にある国土交通省所管の美瑛川、尻無沢川砂防指定地の区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

エゾマツ、トドマツ、アカエゾマツ等の針葉樹を主体とし、ダケカンバ、ナナカマド等の広葉樹からなる天然性の針広混交林であり、下流部に一部、トドマツ、カラマツ、アカエゾマツの人工林が含まれている。区域内に溪流も多く含み、四季を通じて鳥獣の生息に適した環境を持ちクマゲラ、エゾライチョウ等の多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

18(1) 名 称 留辺蘂鳥獣保護区

(2) 区 域 上川郡美瑛町に所在する国有林上川中部森林管理署1008林班り、ぬ、る、かの各小班及び1010林班ほ小班並びに1011林班及び1012林班の区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、イタヤカエデ、ハリギリ等の針交混交林からなる、標高480mから700mの急傾斜地である。林相の変化に富む優れた天然林であり、多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

19(1) 名 称 山部鳥獣保護区

(2) 区 域 富良野市に所在する国有林上川南部森林管理署370、371林班（へ、ト小班を除く。）の区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、エゾマツ等の針葉樹と、ミズナラ、イタヤカエデ等の広葉樹の天然性の針広混交林で、多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

20(1) 名 称 東京大学附属北海道演習林鳥獣保護区

(2) 区 域

富良野市に所在する東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林1林班から3林班（f小班を除く。）まで、4林班から19林班まで、38林班から50林班まで、88林班から98林班までの区域及び同演習林内に所在する農林水産省所管のポンヌノッペ頭首工敷地、西達布頭首工敷地及び東郷ダム敷地の区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、エゾマツの針葉樹と、シナノキ、ミズナラ、イタヤカエデ等の広葉樹の針広混交林であり、多くの沢を含み、多様な鳥獣の休息地及び採餌の場として利用されていることから、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

21(1) 名 称 新下川鳥獣保護区

(2) 区 域 上川郡下川町に所在する国有林上川北部森林管理署84、85林班の区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、エゾマツの針葉樹と、ミズナラ、キハダ等の広葉樹の針広混交林であり、多くの沢を含み、多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指

定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

22(1) 名 称 一の橋鳥獣保護区

(2) 区 域 上川郡下川町に所在する国有林上川北部森林管理署305、306林班の区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、イタヤカエデ、ハリギリ等からなる天然性の針広混交林で、林相の変化に富む優れた森林である。フクロウ、クマガラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている(昭和58年に国設鳥獣保護区から移管)。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

23(1) 名 称 焼尻島鳥獣保護区

(2) 区 域 苫前郡羽幌町に所在する焼尻島の区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

羽幌町の羽幌港から西28kmに位置する島で、良好な森林地帯である。ミズナラを主体とし、イタヤカエデ、ハリギリ等の広葉樹が生育しており、谷筋にはアカエゾマツ等の針葉樹が優占している。またこれらの上層林の下部にイチイが高密度で生育して第2層を成し、特異な2段林を形成している。

また、上層林のない「オンコ荘」と呼ばれる地区のイチイは大陸から吹く強風のために樹高が伸びず、枝が左右に生長した特異な景観を呈している。これらの自然林は昭和58年に国の天然記念物に指定されている。春と秋には渡り鳥の中継地となり、コノハズク、オオアカゲラ等の鳥獣の生息環境として良好なため、昭和40年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

9(4)イに同じ。

24(1) 名 称 利尻鳥獣保護区

(2) 区 域 利尻島のうち道道東利尻利尻線及び道道沓形仙法志鴛泊線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成27年9月30日まで(10年間)

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツやミズナラ、カンバ類の針広混交林からなる、標高1718mの利尻山を中心とする離島である。林相は変化に富む優れた天然林であり、利尻礼文サロベツ国立公園地域に含まれている。アカゲラ、ハシブトガラ、シジウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和60年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

9(4)イに同じ。

25(1) 名 称 中頓別水源鳥獣保護区

(2) 区 域 枝幸郡中頓別町に所在する国有林宗谷森林管理署2140林班から2144林班までの区域(ただし、各林班のい小班を除く)

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成27年9月30日まで(10年間)

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツを主体とし、ミズナラ、カンバ類等の針広混交林からなる、標高500m前後の丘陵地で、林相の変化に富む優れた天然林である。アカゲラ、ヤマガラ、キジバト等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和60年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

26(1) 名 称 滝奥鳥獣保護区

(2) 区 域

紋別郡滝上町に所在する国有林網走西部森林管理署西紋別支署143林班のうち、いからるまで、イからトまでの各小班、144林班いからはまでの各小班、145林班いからるまで、イからハまでの各小班的区域及び国道273号の道路敷地のうち、同143林班、145林班を横断する区間の区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成27年9月30日まで(10年間)

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

海拔800m程度までは、エゾマツ、トドマツの針葉樹、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等の広葉樹からなる天然性の針広混交林であり、さらに海拔が高くなるに従い高山植生帯となる。エゾライチョウ、カッコウ等の森林性鳥獣の生息地として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和60年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

27(1) 名 称 富岸鳥獣保護区

(2) 区 域

登別市富岸町61番から65番まで、66番1、2、3、8及び富岸町3丁目32番3の北東端を起点とし、同所から同地番及びこれと隣接する32番2、18番1、29番、28番、27番、26番、22番、18番1の各地番界を順次進み18番66（市道富岸第2号線道路敷）の北西端に至り、同所から同市道（道路敷を含む。）を南西に進み18番5の地番界との交点に至り、同所から15番6の地番界を北西に進み4番1の地番界との交点に至り、同所から同地番及びこれと隣接する14番4、8番1、13番、12番、8番1、8番4、15番8、18番1、32番3の各地番界を順次進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

当該区域の中心をなす亀田記念公園は、豊かな緑の中に芝生、池、散策路などが整備され、散策やレクリエーションが楽しめる市民の憩いの場として親しまれている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

地元住民等の協力を得ながら、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図る。

28(1) 名 称 北大苫小牧研究林鳥獣保護区（旧称：北大苫小牧演習林鳥獣保護区）

(2) 区 域 苫小牧市字高丘に所在する国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション苫小牧研究林の区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

北大苫小牧研究林は、市街地に隣接する平地林であることから、研究・施業上の利便に恵まれており、1904年の開設当初から学生実習が行われている。

また、近隣住民の休養地としても多くの人々に親しまれている。現在は、試験研究や学生実習、職員研修などだけでなく、学部を超えて広い分野で利用されている。当該地域に生息する多様な鳥獣の保護を図るため、昭和43年に国設鳥獣保護区として設定され、昭和60年に道設鳥獣保護区に移管している。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。その際、名称を北大苫小牧演習林鳥獣保護区から北大苫小牧研究林鳥獣保護区に変更する。

イ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

研究林の活動として行う各種野外研究・教育のほか、一般市民の自然とのふれあいや環境学習の場として活用を図る。

林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

29(1) 名 称 厚真鳥獣保護区

(2) 区 域

勇払郡厚真町字幌内に所在する若水橋と一般道道上幌内早来停車場線との交点を起点とし、同所から厚真ダム堤上を北に見通した線を延長し道有林胆振管理区90林班界との交点に至り、同所から90林班界を北西に進み同林班01小班界との交点に至り、同所から同林班02小班界を東に進み同林班03小班界との交点に至り、同所から03小班界を北東に進み91林班界との交点に至り、同所から91林班10小班及び08小班的各小班界を順次北に進み92林班界との交点に至り、同所から92林班界を北東に進み80林班界との交点に至り、同所から80林班08小班、44小班、07小班、42小班的各小班界を順次東に進み79林班界との交点に至り、同所から79林班界を進み75林班界との交点に至り、同所から75林班界を進み同林班境界標135号に至り、同所から（西へ）起点を見通した線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、ミズナラ、シナノキ、ハリギリ等の良好な広葉樹天然林と、厚真ダム

貯水池の水面を有し、林相の変化に富む優れた森林である。フクロウ、クマゲラ、シジウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

30(1) 名 称 静内川鳥獣保護区（旧称：真歌鳥獣保護区）

(2) 区 域 静内郡静内町の国道235号(静内橋)と同町の日高中部地区広域農道(1号橋)との間に所在する静内川(河川敷地を含む。)の区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

静内町市街地に隣接した河川敷地で、左岸及び中州は、イタヤカエデ、ミズナラ、シナノキ等からなる天然性の広葉樹主体の森林であり、オオハクチョウ、マガモ、カルガモ等の水鳥の飛来も多い。

また、散策路等が整備されており、住民の憩いの場として親しまれている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

7(4)イに同じ。

31(1) 名 称 えりも鳥獣保護区

(2) 区 域

幌泉郡えりも町字本町549番、554番1から5まで、555番、558番1、3、4、586番、588番、589番、590番1、2、591番1、2、592番1から3まで、594番、595番、596番1から3まで、597番、600番、601番、603番、604番の区域

(3) 存続期間 平成18年3月13日から平成37年9月30日まで（19年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

えりも町市街地に隣接したカシワ、トドマツ等からなる森林帯で、区域の西側には観音山公園があり、散策路、展望台等が設置され、住民の憩いの場として利用されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

7(4)イに同じ。

32(1) 名 称 大丸山鳥獣保護区

(2) 区 域 広尾郡広尾町に所在する広尾町有林31林班から36林班までの区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

イタヤカエデ、カンバ類、トドマツ等からなる針広混交樹林で、林相の変化に富む優れた森林である。キジバト、アカゲラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

33(1) 名 称 勇足鳥獣保護区

(2) 区 域 中川郡本別町に所在する民有林十勝東部地域森林計画区のうち、131、134、135林班の区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

イタヤカエデ、トドマツ、カラマツ等からなる針広混交樹林で、林相の変化に富む優れた森林である。アカゲラ、シジウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

34(1) 名 称 常室鳥獣保護区

(2) 区 域 十勝郡浦幌町に所在する道有林十勝管理区14林班04、22、55、56、66から74まで、97、99の各小班、36林班、37林班の区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツの人工林を主体とし、一部比較的急峻な山地を含む丘陵地である。アカゲラ、ハシブトガラ、シジウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き、鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

35(1) 名 称 尾幌十条鳥獣保護区

(2) 区 域 厚岸郡厚岸町に所在する日本製紙株式会社社有林38林班、39林班1から4、8、11、14、15、20の各小班、40林班1から6まで、10から12までの各小班、41林班の区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツを主体とし、ミズナラ、ダケカンバ類等からなる針広混交林であり、標高20m～60m前後の丘陵地である。林相の変化に富む優れた天然林であり、オオアカゲラ、ハシブトガラ、ゴジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

北海道告示第717号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成17年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 名 称 濃昼特別保護地区

(2) 区 域 道指定濃昼鳥獣保護区のうち、国有林石狩森林管理署613林班ろ、に、イの各小班的区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

トドマツを主体とし、イタヤカエデ、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、全域が国有林野である。林相の変化に富む優れた森林であり、アカゲラ、シジュ

ウカラ等の森林性鳥獣の生息地として好適なため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和60年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区から移管）。

当該地域は、鳥獣の生息地として特に良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

2(1) 名 称 野幌特別保護地区

(2) 区 域 道指定野幌鳥獣保護区のうち、国有林石狩森林管理署56林班及び48林班のうち、い4、く、や各小班的区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、イタヤカエデ、シナノキ、ハリギリ等からなる天然性の針広混交林であり、北海道立自然公園野幌森林公園に含まれている。アカゲラ、フクロウ、キジバト等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和60年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区から移管）。

当該地域は、鳥獣の生息地として特に良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

北海道立自然公園条例により定められる公園計画との連携等を考慮し、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図る。

農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

3(1) 名 称 黒井川特別保護地区

(2) 区 域 道指定黒井川鳥獣保護区のうち、道有林渡島東部管理区117林班11、15、45、58、60、63から71まで、80、82、95の各小班の区域 (3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 特別保護地区の指定目的 函館市黒井川の中流域で、福部沼等の沼や沢を含む。カンバ類、イタヤカエデ、アオダモ、ナナカマド、ブナ等の広葉樹を主体とした天然林であるが、一部トドマツ、カラマツ、アカエゾマツの人工林が介在し、林相の変化に富む優れた森林である。アカゲラ、クマガラ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている。 当該地域は、鳥獣の生息地として特に良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。 イ 管理方針 1(4)イに同じ。 4(1) 名 称 松前特別保護地区 (2) 区 域 道指定松前鳥獣保護区のうち、道有林渡島西部管理区36林班のうち、04、51、60から62まで、66、68から71までの各小班の区域 (3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 特別保護地区の指定目的 ブナを主体とし、ミズナラ、カンバ類、シウリザクラ、イタヤカエデ等からなる広葉樹林であるが、一部スギ、トドマツの人工林を含む。アカゲラ、モズ、ツツドリ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている。 当該地域は、鳥獣の生息地として特に良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。 イ 管理方針 1(4)イに同じ。 5(1) 名 称 雨竜沼特別保護地区 (2) 区 域 道指定雨竜沼鳥獣保護区のうち、道有林空知管理区258林班11小班の区域 (3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）	(4) 保護に関する指針 ア 特別保護地区の指定目的 トドマツ、ミズナラ、イタヤカエデ、タモ類、カンバ類等からなる天然性の針広混交林であり、中心部は東西2 km南北1 kmに及び高層湿原で、区域内に大小百数十の池塘を含む。また、暑寒別天売焼尻国定公園地域に含まれている。森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和60年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている。 当該地域は、鳥獣の生息地として特に良好な地域であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。 イ 管理方針 定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。 自然公園法により定められる公園計画との連携等を考慮し、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図る。 農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。 6(1) 名 称 北大雨龍研究林母子里地区特別保護地区 (2) 区 域 道指定北大雨龍研究林母子里地区鳥獣保護区のうち、雨龍研究林424林班の区域 (3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 特別保護地区の指定目的 トドマツ、アカエゾマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等からなる天然性の針広混交林で、林相の変化に富む優れた森林である。キジバト、ツツドリ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和60年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている。 当該地域は、鳥獣の生息地として特に良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。その際、名称を北大雨竜地方演習林母子里地区特別保護地区から北大雨龍研究林母子里地区特別保護地区に変更する。 イ 管理方針 1(4)イに同じ。 7(1) 名 称 新下川特別保護地区
---	---

(2) 区 域 道指定新下川鳥獣保護区のうち、国有林上川北部森林管理署85林班ろ、に、ほ、への各小班の区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、キハダ等の針広混交の優れた天然林であり、エゾライチョウ、ヤマゲラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適なため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和58年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区から移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

8(1) 名 称 一の橋特別保護地区

(2) 区 域 道指定一の橋鳥獣保護区のうち、国有林上川北部森林管理署305林班ろ、チの各小班の区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、キハダ等からなる天然性の針広混交林であり、フクロウ、クマゲラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適なため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和58年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区から移管）。

当該地域は、鳥獣の生息地として特に良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

9(1) 名 称 山部特別保護地区

(2) 区 域 道指定山部鳥獣保護区のうち、国有林上川南部森林管理署370林班ろ、は、イ、ロ小班の区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

トドマツ、エゾマツの針葉樹と、ミズナラ、イタヤカエデ等の広葉樹の針広混交林で、多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている。（昭和58年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区から移管）。

当該地域は、クマゲラ、ヤマガラ等の森林性鳥獣の生息地として特に良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

10(1) 名 称 東京大学附属北海道演習林特別保護地区

(2) 区 域 道指定東京大学附属北海道演習林鳥獣保護区のうち、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林91林班C小班の区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

トドマツ、エゾマツの針葉樹と、シナノキ、ミズナラ、イタヤカエデ等の広葉樹の針広混交林であり、多くの沢を含み、多様な鳥獣の休息地及び採餌の場として利用されていることから、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和58年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区から移管）。

当該地域は、クマゲラ、カッコウ、フクロウ等の鳥獣の生息地として特に良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

11(1) 名 称 瑠辺薬特別保護地区

(2) 区 域 道指定瑠辺薬鳥獣保護区のうち、国有林上川中部森林管理署1008林班ぬ小班の区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、イタヤカエデ等の針広混交の優れた天然林であり、キジバト、ヤマゲラ等の多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和58年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区から移管）。

当該地域は、鳥獣の生息地として特に良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

- 12(1) 名 称 中頓別水源地特別保護地区
(2) 区 域 道指定中頓別水源地鳥獣保護区のうち、国有林宗谷森林管理署2140林班ろ小班及び2144林班ろ小班的区域
(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成27年9月30日まで(10年間)
(4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

トドマツを主体とし、ミズナラ、カンパ類等の針広混交林からなる、標高500m前後の丘陵地で、林相の変化に富む優れた天然林である。クロツグミ、キビタキ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和60年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている。

当該地域は、鳥獣の生息地として特に良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

- 13(1) 名 称 常室特別保護地区
(2) 区 域 道指定常室鳥獣保護区のうち、道有林十勝管理区36林班05小班的区域
(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで(20年間)
(4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

トドマツの人工林を主体とし、一部比較的急峻な山地を含む丘陵地である。ツツドリ、クマガラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている。

当該地域は、鳥獣の生息地として特に良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

1(4)イに同じ。

北海道告示第718号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成17年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ			
興行の種別	興 行 の 題 名	制作会社又は配給会社	指定の範囲
映画同	インサイド・ディーブ・スロート 秘密のかけら	コムストック ムービーアイエンタテインメント	全 部
			著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第719号

昭和45年北海道告示第2678号(農業振興地域の指定)等の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農地調整課及び関係支庁に備えて縦覧に供する。

平成17年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 昭和45年北海道告示第2678号のうち、八雲地域の事項を次のように改める。

八雲町の区域のうち、都市計画法で定める用途地域(平成7年八雲町告示第29号により告示された用途地域)、防衛庁所管の土地(八雲飛行場)の区域、国有林野の区域、渡島檜山地域森林計画の八雲町有林野の17、46から48まで、80、99及び117林班の区域、渡島檜山地域森林計画の八雲町の民有林野の1から5まで、13から15まで、18から20まで、21(2から13まで、62及び67から70までの小班的区域に限る。)、28(13から21まで及び79小班的区域に限る。)、30から44まで、70、84、85、100、104、105、131から157まで、158(40、42から45まで、47から52まで及び81小班的区域に限る。)、159(1から5まで及び7小班的区域に限る。)、160、161(17から27までの小班的区域に限る。)、162(1から8小班までの区域に限る。)、163(14から20まで及び34から41までの小班的区域に限る。)、164(1から12まで、14、15及び21から44までの小班的区域に限る。)、165(9、10、12、15から45まで、47から49まで、59及び60小班的区域に限る。)、166、167、168(1、3、42から45まで、47、48、50、52から59まで、73から76まで、78から80まで、82、83及び90から93までの小班的区域に限る。)、169(12から15まで、19から21まで及び42小班的区域に限る。)、170から172まで、182及び193から195までの林班の区域、渡島檜山地域森林計画の熊石町有林野の区域、渡島檜山地域森林計画の熊石町の民有林野の4から8まで、17、28、33から35まで及び41から45までの林班の区域並びに内浦町のうち用途地域と海岸に囲まれた区域を除いた区域

2 昭和47年北海道告示第3389号のうち、生田原地域、丸瀬布地域、白滝地域、厚田地域及び浜益地域の事項を削る。

3 昭和48年北海道告示第3341号のうち、熊石地域の事項を削り、遠軽地域及び石狩地域の事項を次のように改める。

遠軽地域

遠軽町の区域のうち、図面（第20号）の赤色で着色した部分（都市計画法で定める用途地域（平成16年遠軽町告示第37号により変更告示された後の用途地域）、防衛庁所管の土地（駐とん地及び演習場）の区域、国有林野の区域（網走西部森林管理署管轄区域363（い及びは小班の区域に限る。）及び364（ろ小班の区域に限る。）林班の区域を除く。）、網走西部地域森林計画の遠軽町有林野の9（1から6までの小班の区域に限る。）林班の区域、網走西部地域森林計画の遠軽町の民有林野の3から5まで、9（7から14までの小班の区域に限る。）及び18（49から52まで、60、62、64から68まで、71から124まで、129から131まで、145から148まで、152、153、160、163、164及び166から169までの小班の区域に限る。）林班の区域、網走西部地域森林計画の生田原町有林野の23、24、58から60まで、69及び70林班の区域、網走西部地域森林計画の生田原町の民有林野の19から22まで、27から31まで、55及び64林班の区域、網走西部地域森林計画の丸瀬布町有林野の6から9までの林班の区域、網走西部地域森林計画の丸瀬布町の民有林野の15及び16林班の区域並びに網走西部地域森林計画の白滝村の民有林野の13及び14林班の区域）に該当する区域を除いた区域

石狩地域

石狩市の区域のうち、図面（第1号）の赤色で着色した部分（都市計画法で定める市街化区域（平成14年北海道告示第1798号により変更告示された後の市街化区域）、防衛庁所管の土地の区域、国有林野の区域（石狩森林管理署管轄区域555林班のい小班、557林班のい、は及びほ小班、559林班のい小班、560林班のい、ろ、は及びと小班並びに562林班のい小班の区域を除く。）、石狩空知地域森林計画の石狩市有林野の区域、石狩空知地域森林計画の石狩市の民有林野の13（6から13まで、22から25まで、36から62まで及び64小班の区域に限る。）、14（7から13までの小班の区域に限る。）及び17（7から10までの小班の区域に限る。）林班の区域、石狩空知地域森林計画の厚田村有林野の2（8小班の区域に限る。）、24（6及び8から24までの小班の区域に限る。）及び25（6から10まで、12から33まで及び35から47までの小班の区域に限る。）林班の区域、石狩空知地域森林計画の厚田村の民有林野の1、2（1から7まで及び9から16までの小班の区域に限る。）、24（1から5まで及び7小班の区域に限る。）、25（1から5までの小班の区域に限る。）及び42林班の区域、石狩空知地域森林計画の浜益村有林野の区域並びに石狩空知地域森林計画の浜益村の民有林野の1、2、3（1から7まで及び10から13までの小班の区域に限る。）、4（1から5まで及び13小班の区域に限る。）、5、9から11まで、15（20、23、24、36、37、42、43、46、47、49及び81小班の区域に限る。）、17から20まで、30、31（12及び13小班の区域に限る。）、33（1及び3小班の区域に限る。）及び47から

53までの林班の区域）に該当する区域を除いた区域

北海道告示第720号

平成9年北海道告示第807号（農地法第3条第2項第5号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年 9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

「松前町 福島町 鹿部町」を「松前町 福島町 鹿部町 八雲町のうち旧熊石町の区域」に改め、「乙部町 熊石町 せたな町のうち旧大成町の区域」を「乙部町 せたな町のうち旧大成町の区域」に改める。

北海道告示第721号

平成9年北海道告示第808号（農地法第6条第1項第2号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年 9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

「八雲町（旧落部村の区域を除く）」を「八雲町（旧熊石町及び旧落部村の区域を除く）」に改め、「松前町 福島町 木古内町 上磯町のうち旧茂別村の区域 鹿部町 森町」を「松前町 福島町 木古内町 上磯町のうち旧茂別村の区域 鹿部町 森町 八雲町のうち旧熊石町の区域」に改め、「上ノ国町 乙部町 熊石町 奥尻町 せたな町のうち旧大成町及び旧瀬棚町の区域」を「上ノ国町 乙部町 奥尻町 せたな町のうち旧大成町及び旧瀬棚町の区域」に改める。

北海道告示第722号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年 9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日
栗 東	中山間地域総合整備（農業用排水）	平成15. 2. 10
同	（ほ場整備、暗きょ）	同 17. 1. 20
同	（客土）	同 14. 10. 31
同	（農用地改良保全）	同 14. 12. 6

北海道告示第723号

漁港法の一部を改正する法律（平成12年法律第78号）附則第2条第2項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、第2種浜益漁港の所在地の欄中「浜益郡浜益村大字浜益村」を「石狩市」に改め、区域の欄中「浜益村大字浜益村」を「石狩市浜益区浜益」に、「同村大字浜益村」を「同市浜益区浜益」に、「浜益村大字群別村」を「石狩市浜益区群別」に、「同村大字群別村」を「同市浜益区群別」に改め、第2種八雲漁港の所在地の欄中「山越郡八雲町」を「二海郡八雲町」に改め、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第724号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|--------------------|--|
| 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 | 茅部郡森町字石倉町610の74・610の76（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
| (3) 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため |
| 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 | 茅部郡森町字上台町326の133、字石倉町610の63、610の80 |
| (2) 保安林として指定された目的 | 風害の防備 |
| (3) 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため |
| 3(1) 解除に係る保安林の所在場所 | 茅部郡森町字姫川80の3、81の6、81の7、字森川町317の2、317の24、317の25、317の31、317の33、317の40、317の41、317の63、317の70、317の72、317の88 |
| (2) 保安林として指定された目的 | 風害の防備 |
| (3) 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため |
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第725号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-------------------|--|
| 1(1) 解除予定保安林の所在場所 | 夕張市（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 水源のかん養 |
| (3) 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため |
| 2(1) 解除予定保安林の所在場所 | 爾志郡熊石町（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
| (3) 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため |
| 3(1) 解除予定保安林の所在場所 | 勇払郡占冠村字シムカブ原野47の62（次の図に示す部分に限る。）、48の43 |
| (2) 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
| (3) 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため |
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課並びに夕張市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第726号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|---|----------------------|
| 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 天塩郡幌延町（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 雪害の防備 |
| (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 | |
| ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 | |
| （ア）主伐は、択伐による。 | |
| （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 | |
| （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | |
| イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 | 次のとおりとする。 |
| 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
| (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 | |
| ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 | |

- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
様似町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第727号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成17年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 根室市・標津郡標津町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道根室支庁経済部林務課並びに根室市役所及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第728号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成17年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 爾志郡乙部町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 爾志郡乙部町・久遠郡せたな町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）、乙部町・せたな町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 河東郡士幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、士幌町・音更町・鹿追町・上川郡新得町（以上4町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
士幌町・音更町・鹿追町・新得町（以上4町について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 河東郡士幌町・音更町・鹿追町・上川郡新得町（以上4町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 川上郡標茶町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 標茶町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第729号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を根室市役所及び標津町役場の掲示場に掲示する。 平成17年9月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 所在が不分明な者 根室市東梅226の10ほか1筆所在の森林について所有権を有する 藤原 洋子 (2) 通知の要旨 平成17年北海道告示第727号 (3) 掲示場所 根室市役所 2(1) 所在が不分明な者	標津郡標津町字古多糠95の12所在の森林について所有権を有する 藤巻 定一 標津郡標津町字古多糠95の20ほか2筆所在の森林について所有権を有する 大沼 善雄 標津郡標津町字古多糠95の23所在の森林について所有権を有する 尾崎 均 標津郡標津町字古多糠95の25ほか2筆所在の森林について所有権を有する 酒井 哲夫 (2) 通知の要旨 平成17年北海道告示第727号 (3) 掲示場所 標津町役場 北海道告示第730号 河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。 その関係図書は、北海道釧路土木現業所に備え置いて縦覧に供する。 平成17年9月30日 北海道知事 高 橋 はるみ <table border="0"> <tr> <td>1 河 川 の 名 称</td><td>二級河川茶路川水系茶路川</td></tr> <tr> <td>2 河川管理施設の名称又は種類</td><td>左岸堤防</td></tr> <tr> <td>3 河 川 管 理 施 設 の 位 置</td><td>白糠郡白糠町西1条北6丁目4番2地先から同町茶路基線18番6地先まで</td></tr> <tr> <td>4 管理を行う者の氏名及び住所</td><td>氏名 道路管理者 白糠町長 棚野 孝夫 住所 白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1</td></tr> <tr> <td>5 管 理 の 内 容</td><td>(1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の付属物、その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕 (2) 原則として道路専用施設に係る災害復旧</td></tr> <tr> <td>6 管 理 期 間</td><td>平成17年9月30日から道路の存続する日まで</td></tr> </table> 北海道告示第731号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成17年9月30日	1 河 川 の 名 称	二級河川茶路川水系茶路川	2 河川管理施設の名称又は種類	左岸堤防	3 河 川 管 理 施 設 の 位 置	白糠郡白糠町西1条北6丁目4番2地先から同町茶路基線18番6地先まで	4 管理を行う者の氏名及び住所	氏名 道路管理者 白糠町長 棚野 孝夫 住所 白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1	5 管 理 の 内 容	(1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の付属物、その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕 (2) 原則として道路専用施設に係る災害復旧	6 管 理 期 間	平成17年9月30日から道路の存続する日まで
1 河 川 の 名 称	二級河川茶路川水系茶路川												
2 河川管理施設の名称又は種類	左岸堤防												
3 河 川 管 理 施 設 の 位 置	白糠郡白糠町西1条北6丁目4番2地先から同町茶路基線18番6地先まで												
4 管理を行う者の氏名及び住所	氏名 道路管理者 白糠町長 棚野 孝夫 住所 白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1												
5 管 理 の 内 容	(1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の付属物、その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕 (2) 原則として道路専用施設に係る災害復旧												
6 管 理 期 間	平成17年9月30日から道路の存続する日まで												

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 施 行 者 の 名 称 岩見沢市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 岩見沢都市計画道路事業（3・4・38号有明北盛通及び8・7・1号有明連絡歩道）
- 3 事業施行期間 平成17年9月30日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
収 用 の 部 分 岩見沢市有明町中央及び有明町南地内

公 表

北海道人事行政の運営等の公表の状況に関する条例（平成17年北海道条例第6号）第4条の規定により、平成16年度の北海道における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、行政情報センター及び各支庁行政情報コーナーに備え置いて一般の閲覧に供するほか、北海道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.jp/menu.html>）から閲覧することができる。

平成17年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

道教育庁網走教育局告示

北海道教育庁網走教育局告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年9月30日

北海道教育庁網走教育局長 巻 淵 雄 二

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道斜里高等学校学科転換に係る物品購入

- ア 情報処理教育機器類 パーソナルコンピュータほか27品目 211点
- イ 福祉介護実習用品類 ベッドほか85品目 356点

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成17年12月26日

(4) 納 入 場 所 北海道斜里高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成17年北海道告示第9号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成17年9月30日から10月21日

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 北海道網走市北7条西3丁目
北海道教育庁網走教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎3階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8619 北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課）

(2) 入 札 日 時

ア 平成17年11月11日（金）午後1時

イ 同 （金）午後2時

（送付による場合は、平成17年11月10日（木）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100 g に見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手を添えて、契約に関する事務を担当する組織あてに申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール(アドレス : abakyo.somul@pref.hokkaido.jp)で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)の*ア*及び3の(1)による。

9 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12及び13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課

(2) 所 在 地 郵便番号 093－8619 北海道網走市北7条西3丁目
電話番号 0152－44－7171 内線 3117

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :
a . Data Processing Machine : 41 Personal Computers and others (27 items, 211 units)
b . Nursing Practice Supplies : 6 Beds and others (85 items, 356 units)

B . Bid tendering date and time:
a . 1 : 00 P. M., November 11, 2005
b . 2 : 00 P. M., November 11, 2005
(If mailed, bids must arrive no later than November 10)

C . Contact :
Accounting Division, General Affairs Department, Abashiri District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education Kita 7, Nishi 3, Abashiri, Hokkaido, 093-8619, Japan
Phone : 0152-44-7171 Extension 3117

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第 5 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき、次の書類を当収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目北海道庁内）において保管してあるので、次の者は出頭の上受領されたい。

なお、当該書類を受領しないときは、平成17年10月20日をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。

平成17年 9月30日

北海道収用委員会会長 渡 辺 裕 哉

1 書類の名称
審理の開催通知書（平成17年 9月21日付北収第137号北海道収用委員会会長通知）

2 書類の交付を受けるべき者の住所及び氏名並びに使用しようとする土地の所在・地番

住 所	氏 名	使用しようとする土地の所在・地番
不 明 （土地登記簿上の住所 東京都新宿区西新宿一丁目18番 6号 法人登記簿上の住所 東京都千代田区丸ノ内2丁目4番1号丸ビル625区）	鹿島信拓株式会社 土地登記簿上 鹿島信託株式会社	北海道虻田郡虻田町字三豊185番10 （分筆前地番）

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第147号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年 9月30日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

別表札幌方面北警察署の項中

「

望 来	厚田郡厚田村大字望来村番外地	厚田郡厚田村大字望来村、大字古潭村、大字嶺泊村及び大字聚富村
厚 田	同 厚田村大字厚田村43番地4の5	同 厚田村大字厚田村、大字安瀬村、大字濃昼村、大字別狩村、大字小谷村及び大字押琴村

」

「

望 来	同 厚田区望来119番地	同 厚田区望来、古潭、嶺泊、聚富及び虹が原
-----	--------------	-----------------------

」

厚 田	同 厚田43番地4 の5	同 厚田区厚田、安瀬、濃昼、別 狩、小谷、押琴及び浜益区濃昼
浜 益	同 浜益区 浜益334番地 1	同 浜益区浜益、群別、幌、床丹、 千代志別及び雄冬
柏 木	同 柏木122番地 3	同 川下、毘砂別、柏木、実 田、御料地及び送毛

に改め、同表札幌方

面滝川警察署の項中

江部乙	滝川市江部乙 町東12丁目1 番6号	滝川市江部乙町東10丁目から東13丁目 まで、江部乙町西10丁目から西13丁目 まで及び江部乙町
浜 益	浜益郡浜益村 大字浜益村	浜益郡浜益村大字浜益村及び大字郡別 村
柏 木	同 大字川下村	同 大字川下村、柏木村、実 田村及び尻苗村

を

江部乙	滝川市江部乙 町東12丁目1 番6号	滝川市江部乙町東10丁目から東13丁目 まで、江部乙町西10丁目から西13丁目 まで及び江部乙町
-----	--------------------------	--

に改め、同表函館方

面八雲警察署の項中

署所在地		山越郡八雲町 富士見町113 番地	山越郡八雲町元町、本町、東町、富士 見町、豊河町、東雲町、内浦町、住初 町、末広町、相生町、栄町、宮園町、 出雲町、三杉町、緑町、花浦、立岩、 富咲、上八雲、浜松、鉛川、春日、大 新、黒岩、山崎及び熱田
------	--	-------------------------	--

を

署所在地		二海郡八雲町 富士見町113 番地	二海郡八雲町元町、本町、東町、富士 見町、豊河町、東雲町、内浦町、住初 町、末広町、相生町、栄町、宮園町、 出雲町、三杉町、緑町、花浦、立岩、 富咲、上八雲、浜松、鉛川、春日、大
------	--	-------------------------	---

				新、黒岩、山崎及び熱田
--	--	--	--	-------------

に、

		野田生	同 野田生252番 地	同 野田生、山越、桜野、東 野及びわらび野
長 万 部			同 長万部 町字長万部 183番地の2	同 長万部町字長万部、共立、栄 原、富野、大浜、平里、中の沢、藤 岱、知来、双葉、美畑、栗岡、大峯、 旭浜及び花岡
		国 縫	同 字国縫56番 地の1	同 字国縫、豊津、豊野及 び茶屋川

を

		野田生	同 野田生252番 地	同 野田生、山越、桜野、東 野及びわらび野
		熊 石	同 熊石雲石町62 番地の2	同 熊石雲石町、熊石根崎 町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎 川町、熊石平町、熊石豊岩町、熊石鳴 神町、熊石西浜町及び熊石関内町
		相 沼	同 熊石相沼町 143番地	同 熊石相沼町、熊石折戸 町、熊石泉岱町、熊石館平町、熊石泊 川町及び熊石黒岩町
長 万 部			山越郡長万部 町字長万部 183番地の2	山越郡長万部町字長万部、字共立、字 栄原、字富野、字大浜、字平里、字中 ノ沢、字藤岱、字知来、字双葉、字美 畑、字栗岡、字大峯、字旭浜及び字花 岡
		国 縫	同 字国縫56番 地の1	同 字国縫、字豊津、字豊 野及び字茶屋川

に改め、同表函館方面江差警察署の項中

署所在地

檜山郡江差町
字上野町30番地

檜山郡江差町字本町、字橋本町、字新地町、字上野町、字津花町、字姥神町、字中歌町、字豊川町、字新栄町、字愛宕町、字海岸町、字陣屋町、字茂尻町、字南浜町、字柏町、字楳川町、字鷗島、字砂川、字萩の岱、字円山、字緑丘、字松岱、字東山、字南が丘、字大濶町、字泊町、字尾山町、字田沢町及び字伏木戸町

水堀

同
字水堀町11番地

同
字水堀町、字柳崎町、字五厘沢町、字越前町、字中網町、字小黒部町、字朝日町及び字鹹川町

署所在地

檜山郡江差町
字上野町30番地

檜山郡江差町字本町、字橋本町、字新地町、字上野町、字津花町、字姥神町、字中歌町、字豊川町、字新栄町、字愛宕町、字海岸町、字陣屋町、字茂尻町、字南浜町、字柏町、字楳川町、字鷗島、字砂川、字萩ノ岱、字円山、字緑丘、字松岱、字東山、字南が丘、字大濶町、字泊町、字尾山町、字田沢町及び字伏木戸町

水堀

同
字水堀町126番地の2

同
字水堀町、字柳崎町、字五厘沢町、字越前町、字中網町、字小黒部町、字朝日町及び字鹹川町

石崎

同
字石崎312番地の5

同
川、館野および羽根差

滝沢

同
字扇石517番地

同
字汐吹、扇石、木の子、大安在および小安在

中須田

同
字中須田495番地

同
字桂岡、中須田、豊田、小森、早瀬および宮越

石崎

同
字石崎312番地の5

同
字石崎、字小砂子、字早川、字館野及び字羽根差

滝沢

同
字扇石512番地

同
字汐吹、字扇石、字木ノ子、字大安在及び字小安在

中須田

同
字中須田495番地の4

同
字桂岡、字中須田、字豊田、字小森、字早瀬及び字宮越

厚沢部

同
厚沢部町本町181番地22

同
厚沢部町本町、新町、松園町、緑町、赤沼町、字上の山、富栄、美和、上里、滝野、稲見および清水

鶺鴒

同
鶺鴒町213番

同
鶺鴒字鶺鴒、共和、相生、木間内、社の山、旭丘および峠下

館

同
館町129番地の4

同
館町、南館町、字新栄、中館、富里、須賀、城丘および当路

乙部

爾志郡乙部町
字緑町242番の3

爾志郡乙部町字緑町、字滝瀬、字元町、字館浦、字姫川、字旭岱、字鳥山、字富岡、字栄浜及び字栄野

豊浜

同
字豊浜28番の2

同
字豊浜、字元和、字三ツ谷、字潮見及び字花磯

熊石

同
熊石町
字雲石62番の2

同
熊石町字雲石、字根崎、字見日、字大谷、字鮎川、字平、字豊岩、字鳴神、字西浜及び字関内

相沼

同
字相沼143番地

同
字相沼、字折戸、字泉岱、字館平、字泊川及び字黒岩

厚沢部

同
厚沢部町新町181番地の22

同
厚沢部町本町、新町、松園町、緑町、赤沼町、字上の山、字富栄、字美和、字上里、字滝野、字稲見及び字清水

鶺鴒	同 鶺鴒町213番地	同 鶺鴒町、字鶺鴒、字共和、字相生、字木間内、字社の山、字旭丘及び字峠下	に改め、同表北見方に
館	同 館町129番地の4	同 館町、南館町、字新栄、字中館、字富里、字須賀、字城丘及び字当路	
乙部	爾志郡乙部町字緑町242番地の3	爾志郡乙部町字緑町、字滝瀬、字元町、字館浦、字姫川、字旭岱、字鳥山、字富岡、字栄浜及び字栄野	
豊浜	同 字豊浜28番地の2	同 字豊浜、字元和、字三ツ谷、字潮見及び字花磯	

面遠軽警察署の項中

駅前			紋別郡遠軽町大通北1丁目	紋別郡遠軽町
		丸瀬布	同 丸瀬布町マウレセツブ原野番外地	同 丸瀬布町
		白滝	同 白滝村字白滝1056番地3	同 白滝村
		生田原	同 生田原町字生田原	同 生田原町字生田原、伊吹、八重、清里および岩戸
		安国	同 字安国92番地の12	同 字安国（生野）水穂、豊原および旭野

を

駅前			紋別郡遠軽町大通北1丁目2番地35	紋別郡遠軽町1条通北1丁目から10丁目まで、1条通南1丁目から3丁目まで、2条通北1丁目から8丁目まで、2条通南1丁目及び2丁目、岩見通北及び大通北の1丁目から11丁目まで、岩見通南、大通南及び南町の1丁目から4丁目まで、学田及び東町の1丁目から5丁目まで、西町及び福路の1丁
----	--	--	-------------------	--

				目から3丁目まで、柏、清川、寿町、栄野、社名淵、瀬戸瀬西町、瀬戸瀬東町、千代田、留岡、豊里、野上、白竜、丸太、見晴、美山、宮前町、向遠軽、弥生、湯の里、若咲内及び若松
		丸瀬布	同 丸瀬布東町259番地2	同 丸瀬布中町、丸瀬布東町、丸瀬布西町、丸瀬布新町、丸瀬布水谷町、丸瀬布天神町、丸瀬布金山、丸瀬布武利、丸瀬布上武利、丸瀬布南丸、丸瀬布上丸、丸瀬布大平及び丸瀬布元町
		白滝	同 白滝1056番地の3	同 下白滝、旧白滝、白滝、上白滝、奥白滝、白滝天狗平、白滝支湧別、白滝北支湧別、白滝上支湧別及び東白滝
		生田原	同 生田原416番地	同 生田原、生田原伊吹、生田原八重、生田原清里及び生田原岩戸
		安国	同 安国92番地	同 生田原安国、生田原水穂、生田原豊原及び生田原旭野

に改める。